

市立学校の再開について (令和2年5月21日時点)

市立学校につきましては、本年3月4日(水)から5月31日(日)まで臨時休業としておりましたが、本日開催されました川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、**今月中に国の緊急事態宣言が解除されることを前提として、6月1日(月)から市立学校を再開する準備を始める**ことを決定いたしましたのでお知らせします。

<学校再開について>

- ・今月中に神奈川県に対する国の緊急事態宣言が解除された場合には、令和2年6月1日(月)から、市立学校全校において段階的に教育活動を再開
- ・なお、緊急事態宣言等が延長された場合には、当該宣言等に定める期限まで、臨時休業期間を延長する予定です。

<学校再開に向けた基本的な考え方について>

- ・学校再開に当たっては新型コロナウイルス感染症が終息するまで、**相当の長期にわたってウイルスと共存していかざるを得ない**という認識に立ち、**実施可能な教育活動を段階的に開始**していくことで、**子どもたちの健やかな学びと、学校における感染リスクの低減の両立**を、可能な限り図っていく。

<今後の想定スケジュールについて>

- ・5月25日(月)～5月29日(金) : 児童生徒の状況把握(登校日、家庭訪問、電話連絡等)
- ・6月1日(月)～6月12日(金) : 分散登校期間
- ・6月15日(月)～7月31日(金) : 通常登校(給食有り)
- ・8月1日(土)～8月16日(日) : 夏季休業
※ うち、8月3日(月)～8月7日(金)は、各学校での補習等、学習補充奨励期間とする。
- ・12月26日(土)～1月4日(月) : 冬季休業

<感染拡大防止に向けた主な取組について>

- ・換気の徹底、マスクの着用、手洗い等の励行
- ・発熱等の健康状態の把握、自宅休養の徹底
- ・学校行事の精選、開催方法の工夫
- ・異学年交流の見直し
- ・特別教室の利用抑制(使用する場合は、消毒の実施等)
- ・給食実施の配慮(配膳時の衛生管理の徹底等)
- ・学校の臨時休業ルール of 策定・運用
⇒児童生徒又は教職員が感染…原則当該校を2週間の臨時休業
⇒児童生徒又は教職員が濃厚接触者…原則当該児童生徒又は教職員を2週間の自宅待機
- ・共用スペース、ドアノブ等の定期的な消毒
- ・部活動の段階的実施、活動方法の工夫(6月15日を目途に実施可能な活動から段階的に再開) 等